

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課
高齢者福祉課

契 約 内 容	契約件名	館山市地域包括支援センター運営事業業務委託（第1圏域：北条）		
	業務概要	地域包括支援センターは、介護保険法に規定される、地域高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的にした機関である。 地域包括支援センターは市内4か所に設置されており、知識と経験を有する専門職（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等）が、高齢者のあらゆる生活上の相談に応じ、「総合相談業務」、「権利擁護業務」「介護予防ケアマネジメント業務」を行うとともに、介護サービス事業者等への指導や各種研修の開催など、保健・福祉・医療の総合的な支援サービスを提供している。		
	契約金額	金58,650,000円(消費税及び地方消費税を含む)		
	契約締結日	令和6年3月14日		
	契約期間	令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日		
	契約の相手	大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1-1200号 医療法人 徳洲会		
	根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
☒ 2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき				
☐ 3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
☐ 4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき				
☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき				
随意契約理由				
地域包括支援センターでは、地域の高齢者やその家族などから寄せられるあらゆる生活上の相談に応じ、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、地域の関係者等との間に構築したネットワークを駆使して、相談者に寄り添った、きめ細やかな対応が求められる。また、虐待が疑われる案件などは、市をはじめとした関係機関と連携・協力し、迅速かつ適切に対応することが求められる。 センターの運営にあたっては、専門的な企画力、知識、問題解決能力が求められるとともに、関係者とのネットワークの構築など高度な業務遂行能力が求められるため、委託業務者の選定にあたっては、価格による競争ではなく、上記について総合的に判断できるプロポーザル方式を採用する。 選定された事業者は、介護に関する事業も運営しており、法人としても適正であることが認められ、地域包括支援センターとしての基本方針や体制も適切であり、また公正・中立が保たれた中での運営が見込まれる。さらに、専門職が協働して関係機関とネットワークを構築し、包括的ケアを円滑に提供してきた実績も評価された。 選定結果については、地域包括支援センター運営協議会でも承認されている。				

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

		担 当 課
		高齢者福祉課
契 約 内 容	契約件名	館山市地域包括支援センター運営事業業務委託(第2圏域:館山・西岬・神戸・富崎)
	業務概要	地域包括支援センターは、介護保険法に規定される、地域高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的にした機関である。 地域包括支援センターは市内4か所に設置されており、知識と経験を有する専門職（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等）が、高齢者のあらゆる生活上の相談に応じ、「総合相談業務」、「権利擁護業務」「介護予防ケアマネジメント業務」を行うとともに、介護サービス事業者等への指導や各種研修の開催など、保健・福祉・医療の総合的な支援サービスを提供して
	契約金額	金94,050,000円(消費税及び地方消費税を含む)
	契約締結日	令和6年3月13日
	契約期間	令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日
	契約の相手	千葉県館山市沼1599番地1、1階 医療法人社団 慶勝会
	根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下 ☒ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき ☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 ☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき ☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき ☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由		
地域包括支援センターでは、地域の高齢者やその家族などから寄せられるあらゆる生活上の相談に応じ、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、地域の関係者等との間に構築したネットワークを駆使して、相談者に寄り添った、きめ細やかな対応が求められる。また、虐待が疑われる案件などは、市をはじめとした関係機関と連携・協力し、迅速かつ適切に対応することが求められる。 センターの運営にあたっては、専門的な企画力、知識、問題解決能力が求められるとともに、関係者とのネットワークの構築など高度な業務遂行能力が求められるため、委託業務者の選定にあたっては、価格による競争ではなく、上記について総合的に判断できるプロポーザル方式を採用する。 選定された事業者は、介護に関する事業も運営しており、法人としても適正であることが認められ、地域包括支援センターとしての基本方針や体制も適切であり、また公正・中立が保たれた中での運営が見込まれる。さらに、専門職が協働して関係機関とネットワークを構築し、包括的ケアを円滑に提供してきた実績も評価された。 選定結果については、地域包括支援センター運営協議会でも承認されている。		

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

		担 当 課
		高齢者福祉課
契 約 内 容	契約件名	館山市地域包括支援センター運営事業業務委託（第3圏域：豊房・館野・九重）
	業務概要	包括支援センターは、介護保険に規定される、地域高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的にした機関である。 地域包括支援センターは市内4か所に設置されており、知識と経験を有する専門職（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等）が、高齢者のあらゆる生活上の相談に応じ、「総合相談業務」、「権利擁護業務」「介護予防ケアマネジメント業務」を行うとともに、介護サービス事業者等への指導や各種研修の開催など、保健・福祉・医療の総合的な支援サービスを提供している。
	契約金額	金58,650,000円(消費税及び地方消費税を含む)
	契約締結日	令和6年3月13日
	契約期間	令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日
	契約の相手	千葉県館山市沼1599番地1、1階 医療法人社団 慶勝会
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下	
	☒ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
地域包括支援センターは、地域の高齢者やその家族などから寄せられるあらゆる生活上の相談に応じ、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、地域の関係者等との間に構築したネットワークを駆使して、相談者に寄り添った、きめ細やかな対応が求められる。また、虐待が疑われる案件などは、市をはじめとした関係機関と連携・協力し、迅速かつ適切に対応することが求められる。 センターの運営にあたっては、専門的な企画力、知識、問題解決能力が求められるとともに、関係者とのネットワークの構築など高度な業務遂行能力が求められるため、委託業務者の選定にあたっては、価格による競争ではなく、上記について総合的に判断できるプロポーザル方式を採用する。 選定された事業者は、介護に関する事業も運営しており、法人としても適正であることが認められ、地域包括支援センターとしての基本方針や体制も適切であり、また公正・中立が保たれた中での運営が見込まれる。さらに、専門職が協働して関係機関とネットワークを構築し、包括的ケアを円滑に提供してきた実績も評価された。 選定結果については、地域包括支援センター運営協議会でも承認されている。		

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

		担 当 課
		高齢者福祉課
契 約 内 容	契約件名	館山市地域包括支援センター運営事業業務委託（第4圏域：那古・船形）
	業務概要	包括支援センターは、介護保険に規定される、地域高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的にした機関である。 地域包括支援センターは市内4か所に設置されており、知識と経験を有する専門職（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等）が、高齢者のあらゆる生活上の相談に応じ、「総合相談業務」、「権利擁護業務」「介護予防ケアマネジメント業務」を行うとともに、介護サービス事業者等への指導や各種研修の開催など、保健・福祉・医療の総合的な支援サービスを提供している。
	契約金額	金58,650,000円(消費税及び地方消費税を含む)
	契約締結日	令和6年3月22日
	契約期間	令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日
	契約の相手	千葉県館山市船形909 医療法人社団 寿会
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下	
	☒ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
地域包括支援センターは、地域の高齢者やその家族などから寄せられるあらゆる生活上の相談に応じ、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、地域の関係者等との間に構築したネットワークを駆使して、相談者に寄り添った、きめ細やかな対応が求められる。また、虐待が疑われる案件などは、市をはじめとした関係機関と連携・協力をし、迅速かつ適切に対応することが求められる。 センターの運営にあたっては、専門的な企画力、知識、問題解決能力が求められるとともに、関係者とのネットワークの構築など高度な業務遂行能力が求められるため、委託業務者の選定にあたっては、価格による競争ではなく、上記について総合的に判断できるプロポーザル方式を採用する。 選定された事業者は、介護に関する事業も運営しており、法人としても適正であることが認められ、地域包括支援センターとしての基本方針や体制も適切であり、また公正・中立が保たれた中での運営が見込まれる。さらに、専門職が協働して関係機関とネットワークを構築し、包括的ケアを円滑に提供してきた実績も評価された。 選定結果については、地域包括支援センター運営協議会でも承認されている。		